

7 抽選会における優遇

申込者（世帯）が下記ア～ナのいずれかの区分に該当する世帯は、優遇の対象世帯として抽選回数が2回となり、当選倍率の優遇を受けることができます。

(1) 優遇の対象世帯と提出書類

区分	該 当 要 件		提 出 書 類
高 齢 者	ア	単身かつ60歳以上の方	・戸籍謄本 (発行後3か月以内のもの)
	イ	申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居しようとする親族が、配偶者(年齢は問わない。)、60歳以上の者又は18歳未満の者である世帯	・世帯全員の住民票の写し (続柄記載のもので、発行後3か月以内のもの)
ひとり親	ウ	配偶者(内縁関係・婚約者を含む。)のない方で、かつ、現に20歳未満の子を扶養している世帯	・戸籍謄本(発行後3か月以内のもの)又は児童扶養手当証書の写し ・入居する親族に20歳以上の者がいる場合、最新の所得証明書 ・親権者の同意書(親権を有しない場合のみ)
子 育 て	エ	同居しようとする親族に18歳未満の子がいる世帯	・世帯全員の住民票の写し (続柄記載のもので、発行後3か月以内のもの)
障 害 者	オ	身体障害者手帳1級～4級の方	・身体障害者手帳の写し
	カ	精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方	・精神障害者保健福祉手帳の写し
	キ	療育手帳A又はBの方	・療育手帳の写し
生活保護	ク	生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯 ^(注)	・生活保護(支援給付)受給証明書
D V 被 害 者	ケ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	・証明書
	コ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
	サ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、同法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	・証明書又は決定書の写し
	シ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、婦人相談所等において、配偶者(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの証明が受けられる者	・確認書又は証明書 (発行後3か月以内のもの)

区分	該 当 要 件		提 出 書 類
犯 罪 被害者等	ス	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等（ケ、コ、サ及びシに該当する方を除く。）で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったと認められる者	・ ㉑又は㉒が証明又は確認できる書類 ㉑ 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となったこと ㉒ 現在居住している住宅又は付近で犯罪等が行われたため、当該住宅に居住することが困難となったこと
特定疾患 傷 病 者	セ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上の者がいる世帯	・ 自立支援給付の受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証）等の写し ・ 診断書等（難病名が確認できるもの）
支援対象 避 難 者	ソ	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者	・ 居住実績証明書の写し
戦傷病者	タ	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は同法別表第1号表の3の第1款症程度であるもの	・ 戦傷病者手帳
原子爆弾 被 害 者	チ	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者	・ 医療特別手当証書の写し又は特別手当証書の写し
引 揚 者	ツ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの	・ 県援護事務主管課長の証明
ハンセン病	テ	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者	・ 国立ハンセン病療養所等の長の証明
炭 鉱 離 職 者	ト	離職した炭鉱労働者であって、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの	・ 証明書（炭鉱離職者求職手帳等）
災 害 等	ナ	岡山県営住宅条例第5条に規定する事由に係る者（災害による住宅の滅失、都市計画法・土地収用法等による住宅の除却等）	・ 証明書

※「支援給付受給世帯」とは、中国残留邦人等で支援給付を受けている方がいる世帯をいう。

※DV法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

※子ども・被災者支援法とは、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」をいう。